

第1編 第5章：父性と親子関係

第1節：親子関係とその効果

第108条 親子関係は、自然によりまたは養子縁組で発生する。自然的親子関係は婚姻内または婚姻外であり得る。父と母がその間で結婚しているときは婚姻内親子関係である。

婚姻内、婚姻外親子関係、また、養子縁組親子関係は本法典の規定に従って同じ効果を発生させる。

第109条 親子関係は法律の規定に従って姓を決定する。

親子関係が(父方、母方の)両系によって定まる場合は、父と母は、共同の同意で(子の)身分登録の前に、その互いの最初の姓の付与順番を決めることができる。この選択がなされないときは、法律の規定による。

(*注:通常、スペインでは、子の姓には父と母のそれぞれ最初の姓をつける。)

長子のため登録された姓の順番は同じ連鎖のその弟妹のその後の出生登録で効力を持つ。

子は、成年となったとき、姓の順番を変更するよう請求できる。

第110条 父と母は、親権を有していなくとも、未成年の子の庇護および扶養の義務がある。

第111条 親は、(次に場合)親権およびその他の保護機能から排除され、また、子もしくはその卑属またはその相続財産について法律上権利を有さない：

① 確定刑事判決に従って、世代(*generación*)が服する関係の事由で罰せられたとき。

② 親子関係がその者の異議に反して裁判で決定されたとき。

これら両方の場合、子は、問題の親の姓を、子またはその法定代理人が(持つように)申請する場合にしか、持つことはない。

子の法定代理人の裁判上承認された決定により、または、子が能力者になったときの子自身の意思によりこれらの制限は効果を生じない。

子を庇護する、および、扶養する義務は常に保持される。

第2節：親子関係の決定と証拠

第1款：総則

第112条 (2021年改正、同年施行) 親子関係は、それが発生するときから効果を生じる。その(親子関係の)法律上の決定は遡及効を、遡及性が(親子関係の)効果の性質と両立し、かつ、法律に反対の規定がない場合には、有する。

いずれにしても、親子関係の決定以前に、法定代理人が未成年の子の名でなした行為、または、支援処置が付与された障害のある成年者の場合で、これら

の処置に従ってなされた行為はその効力を保持する。

第113条 親子関係は、身分登録簿への登録により、法律上それを決定する文書もしくは判決により、嫡出推定により、および、これらが無い場合は身分占有により、証明される。登録と異なる証拠の受入れについては身分登録法の規定による。

ある親子関係の決定は、他の矛盾するものが証明されると、効力はない。

第114条 親子関係の登録記入欄は、否認請求権に関する本章の特別規定を損なうことなく、身分登録法に従って訂正できる。

また、刑事判決で証明された事実と矛盾する結果となる登録記入欄は、いつでも訂正できる。

第2款：婚姻内親子関係の決定

第115条 父母の婚姻内親子関係は、(次により) 法律上決定される：

- ① 父母の婚姻登録と一緒に出生登録により。
- ② 確定判決により。

第116条 婚姻後でかつ婚姻の解消または夫婦の法律上もしくは事実上の別居から300日以内に出生した子は夫の子と推定する。

第117条 婚姻から180日以内に子が出生した場合は、夫は、分娩を知った時から6ヶ月以内になされた正式な反対の意思表示をもってその推定を覆すことができる。明示的もしくは黙示的に父性の承認があった場合または婚姻の前に妻の妊娠を知っていた場合は除かれる、この後者の場合、正式な(反対の)意思表示が婚姻の前に、または婚姻後で子の出生後6ヶ月以内に、両方の合意でなされなかった場合に限られる。

第118条 夫婦の法律上または事実上の別居の事由により夫の父性推定が欠けていても、両者の合意があると、婚姻内(として) 親子関係を登録できる。

第119条 婚姻が子の出生後になされたときは、親子関係の事実が次款の規定に従って法律上決定されるという条件の下で、親子関係は両親の婚姻の日から婚姻内の性格を有する。

前段の規定は、場合によっては、死亡した子の卑属を益する。

第3款：婚姻外親子関係の決定

第120条 (2015年改正、同年施行) 婚姻外親子関係は(次により) 法律上決定される：

- ① 出生の登録時に、身分登録法制が参照する対応する公的様式で父によりなされる宣言により。
- ② 身分登録所の担当官の面前での認知により、遺言中で、または、他の公正証書で。
- ③ 身分登録法制に従って手続きされた調書(expediente)に附される決定により。
- ④ 確定判決により。
- ⑤ 母については、身分登録法の規定に従って期間内になされる出生登録で母性親子関係が証されるとき。

第 121 条 (2021 年改正、同年施行) 親権解放されていない未成年者による認知は、それを有効にするためには検察庁の意見を聞いて裁判所の承認が必要である。

支援処置が設定されている成年者がなす認知の有効性には、それらの処置を設定した裁判所の決定または公正証書から結果として生じるものに依拠する。何も規定されておらず、また、支援の任意処置がない場合は、この目的に沿った処置を補完するために裁判上採用される支援処置の対応する改訂が審理される。

第 122 条 親の一方が単独に認知する場合、他方の身元を、それが法律上決定されていないと、認知中に表明することはできない。

第 123 条 (2021 年改正、同年施行) 成年者である子の認知は、その者の明示的または黙示的同意がないと、効力を生じない。

障害がある成年者（である子）の認知を有効にする同意は、それに必要な支援を受けて、明示的または目次的に、その者により与えられる。支援処置が設定された裁判所の決定または公正証書が存する場合は、そこに規定されたものに従う。

第 124 条 (2021 年改正、同年施行) 未成年者の認知を有効にするには、その法定代理人の明示的同意または検察庁と法律上知れたる親の意見を聞いて裁判所の承認が必要である。

認知が遺言中でなされた場合または規定の出生登録実行期間内になされた場合は、同意または承認は必要ない。そのように実行された父（性）の登録を、出生から 1 年以内の母の単独の申立てで停止することができる。父が登録の確認を求める場合は、検察庁の意見を聞いて裁判所の承認が必要である。

第 125 条 (2021 年改正、同年施行) 未成年者の父母が兄弟姉妹または直系の血族である場合で、一方（の親）について親子関係が法律上決定されたときは、他方（の親）については、検察庁の意見を聞いて裁判所の事前承認によって、未成年者にとって適当であるときは、法律上決定できる。

未成年者は、成年に達すると、真正な宣言によってこの最後の決定を、同意しなかった場合、無効にできる。

第 126 条 既に死亡した子の認知は、その卑属自身またはその法定代理人が同意するときのみ効力を有する。

第 3 節：親子関係訴訟

第 1 款：総則

第 127 条～130 条 削除（2000 年改正）

第 2 款：請求

第 131 条 適法な利害を有する何人も、不断の身分占有により表示された親子関係が確認されるための請求訴権を有する。

申立てにかかる親子関係が他の法律上決定された親子関係に矛盾する場合は除かれる。

第 132 条 対応する身分占有がない場合、婚姻内親子関係請求訴権は、父、母または子に属する。これは消滅時効にかからない。

子が、完全能力者になったときから 4 年経過する前に、または、請求を基礎づけるべき証拠の発見から 1 年以内に、死亡した場合は、その請求訴権はこれらの期間が満了するまでの間その相続人に属する。

第 133 条 (2021 年改正、同年施行) 婚姻外親子関係請求 (訴) 権は、それぞれの身分占有がないときは、子に生涯に亘り属する。

子が、成年者に到達したときから、または、(障害者の) 支援処置が消滅したときから、4 年経過する前に、または、請求を基礎づける証拠の発見から 1 年以内に、死亡した場合は、その請求訴権はこれらの期間が満了するまでの間その相続人に属する。

2. 同様に、親は、この親子関係請求訴権を、請求を基礎づけるべき事実を知ったときから 1 年の期間内で行使できる。

この訴権は相続人に移転しない。相続人はその親が生前開始した訴権を引き継ぐことのみできる。

第 134 条 子または親による前各条に従っての請求訴権の行使は、いずれにしても、矛盾する親子関係の取消を許容する。

第 135 条 削除 (2000 年改正)

第 3 款 : 取消

第 136 条 (2015 年改正、同年施行) 夫は、父性の取消訴権を、身分登録簿への親子関係の登録から 1 年以内に行行使することができる。しかしながら、その期間は夫が出生を知らない間は進行しない。出生を知らないで夫が死亡した場合は、その 1 年は相続人が知ったときから数える。

2. 夫は、自分の子として登録された者の出生の事実を知っても、生物学的父性の欠落を知らない場合は、1 年の期間の計算は、それを知ったときから数え始める。

3. 夫が、前各条に示される期間の経過前に死亡した場合、訴権は各相続人に、当該期間満了に満たない時間で属する。

第 137 条 (2021 年改正、同年施行) 父性は、親子関係の登録から 1 年以内に子によって取消することができる。

子が未成年者または支援処置を要する障害者のときは、取り消すために、その 1 年の期間は、成人に達したときから、または、支援処置が消滅したときから数える。

取消訴権の行使は、未成年者である子の利益に、同様に、親子関係の登録から 1 年以内に、親権を持つ母、法定代理人または検察庁に属する。

障害者の場合は、この者、支援を提供するで明示的に支援する能力がある者、

または、これがない場合は、検察庁が、同様に、親子関係の登録から1年以内に、取消訴権を行使できる。

2. 子が、身分登録から、その成年になったときから、または、支援処置の消滅から1年以上経過したにも係わらず、親として登録されている者の生物学的父性の欠如を知らない場合、1年の期間計算はそれを知ったときから数え始める。

3. 前各項に設定される期間の経過前に子が死亡したときは、その請求訴権はその者の相続人に、当該期間を満了させるに足りない時間でもって属する。

4. 家族関係において婚姻内親子関係の身分占有がない場合、訴えはいつでも子またはその卑属が提起できる。

第138条 (2015年改正、同年施行) 法律に従って婚姻内または婚姻外親子関係を決定する認知およびその他の法律行為は、第141条の規定に従って同意の瑕疵により取消しできる。他の事由による父性の取消は本款の規定に従う。

第139条 母は、分娩の見せかけまたは子の同一性が確かでないことを証明してその母性の取消訴権を行使できる。

第140条 (2015年改正、同年施行) 家族関係において身分占有がないときは、婚姻外の父性または母性の親子関係は、それで損害を受ける者によって取消することができる。

身分占有があるときは、取消訴権は、子または親として現れている者およびその親子関係によって必然相続人 (*注：遺留分を有する相続人) (*herederos forzosos*) としての資格が影響を受ける者に属する。取消訴権は、親子関係が登録されると、子が対応する身分占有を享受して4年経過すると、失効する。

子は、いずれにしても、取消訴権を、成年に達したまたはそのような効果に十分な能力を回復した後1年間は、保持する。

第141条 錯誤、強迫または脅迫を介してなされた認知の取消訴権は、認知をなした者に属する。その取消訴権は、認知のときからまたは同意の瑕疵が止んだときから1年で失効し、また、1年経過前に死亡したときは、その相続人によって行使もしくは継続できる。